



第十一管区海上保安本部

令和5年10月18日

発表：午後3時

中国海洋調査船「向陽紅18」について（第1報）

本日午前8時10分頃、当庁巡視船が大正島の北東約129キロメートルの我が国排他的経済水域内において、中国海洋調査船「向陽紅18」が船尾からワイヤー様のものを海中へ延ばしているのを視認しました。

このため、当庁巡視船から中国海洋調査船「向陽紅18」に対し、我が国の同意を得ない調査活動は認められない旨の中止要求を無線にて実施しました。

